農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 油布 勝秀

1 日 時

平成27年12月10日(木) 午後2時01分から 午後4時10分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

油布勝秀、末宗秀雄、近藤和義、後藤慎太郎、小嶋秀行、桑原宏史、森誠一

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、羽野武男、守永信幸、平岩純子

6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 尾野賢治 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第107号議案のうち本委員会関係部分、第120号議案及び第121号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願7については、採択すべきものと賛成多数をもって決定した。

(2) 第108号議案及び第114号議案については、可決すべきものと総務企画委員会 に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。

第118号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答する ことを全会一致をもって決定した。

- (3) 政策条例の効果の検証について、総合的なTPP関連政策大綱について、2015 年農林業センサス結果の概要について及び大分林業アカデミー(仮称)の開講につい て、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介 政策調査課調査広報班 課長補佐 清末照美

農林水産委員会次第

日時:平成27年12月10日(木)14:00~

14:00~15:40

場所:第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

(1) 合い議案件の審査

第108号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

第114号議案 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正に ついて

第118号議案 大分県食育推進条例の制定について

(2) 付託案件の審査

第107号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算 (第3号)

(本委員会関係部分)

第120号議案 大分県農林水産業振興計画の策定について

第121号議案 公の施設の指定管理者の指定について

請願 7 TPP協定交渉大筋合意に際し、将来を展望でき再生産を可能と

する農業関連政策の確立を求める意見書の提出について

- (3) 諸般の報告
 - ①政策条例の効果の検証について
 - ②総合的なTPP関連政策大綱について
 - ③2015年農林業センサス結果の概要について
 - ④大分林業アカデミー(仮称)の開講について
- (4) その他

3 協議事項 15:40~15:50

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

油布委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として羽野議員、守永議員、平岩議員、古手川議員に出席いた だいております。

なお、委員外議員の質疑は進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員 の皆さんは、あらかじめご了承願います。

本日、審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件、請願1件及びほかの委員 会から合い議のありました議案3件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました、第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

本多農地農振室長 それでは私からは、第108号議案大分県の事務処理の特例に関する 条例等の一部改正についてのうち、農林水産部所管部分についてご説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

県では地方自治法及び本条例に基づき、農地法で知事の権限に属するとされる事務の一部を市町村に移譲しております。本年度、その農地法が改正されたことに伴い、条例についても所要の改正を行うものです。

まず、農地法の改正の概要です。1の法律等の改正概要の下の図にありますように、農地転用事務に係る都道府県知事の権限がこれまでの2へクタール以下から4へクタール以下まで拡大されるなどの改正が行われています。

これに伴い県では、右ページの2、特例条例の改正内容に記載しておりますとおり、市町村に新たに知事の権限として定められた部分及び無断転用に係る部分の権限移譲に対する意向調査を行いました。その結果、津久見市、姫島村、日出町から移譲の同意を得たことから、今回条例改正の提案を行ったものでございます。

なお、本改正につきましては、平成28年4月1日に施行したいと考えており、移譲後の市町村ごとの事務処理区分は2ページの3の表のとおりとなります。今後は、既に一部の権限を移譲している別府市、豊後高田市、豊後大野市、国東市の4市と対象拡大について協議を行うとともに、他の市町に対しましても、移譲の働きかけを行っていきたいと考えております。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

末宗副委員長 ちょっと今突然見たんだけど、宇佐市とか丸がついちょらんところは大体 どうなるんかな。

本多農地農振室長 この事務は選択移譲ということで、受け入れ可能な市町村から順次権限移譲するという形でずっと進めております。丸のついていないところは、まだ体制が整っていないということで、まだちょっと待ってくれと言っているところでございます。

末宗副委員長 今までどおり県でやるというわけやね。はい、わかりました。

油布委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員 会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、同じく総務企画委員会から合い議のありました、第114号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

藤本森との共生推進室長 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部を改 正する条例案について、ご説明いたします。

議案書は当初上程分の27ページでございますが、委員会資料によりご説明いたします。 3ページをお開きください。

森林環境税につきましては、大分県森林づくり委員会の報告を踏まえ、県民の意見をお聞きしながら検討を進めてきた結果、1の改正の理由に記載していますとおり、引き続き森林環境を保全し、森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成することが必要との判断のもと、2の改正の内容にありますとおり、5年間の適用期間の延長をお願いするものであります。

なお、税率は現状を維持することとしており、単年度の税収は約3億2千万円を見込んでいます。

4以降は前回の委員会資料の再掲となりますが、これまでの取り組みと右ページには森 林づくり委員会から報告されました今後のテーマ等を掲載しております。

この中にも記載されておりますとおり、荒廃森林の整備や鹿による被害対策など多くの 課題があります。本条例をご承認いただきましたならば、こうした課題も含め、自然豊か な大分の魅力を育む持続可能な森林づくりに向け、多様な事業に取り組んでまいりたいと 思っております。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

続いて、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました、第118号議案大分県食育 推進条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

上野おおいたブランド推進課長 第118号議案大分県食育推進条例の制定についてのうち、農林水産部関係分についてご説明いたします。

議案書は33ページですが、農林水産委員会資料により説明申し上げますので5ページをお開きください。

まず1の目的ですが、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で豊かな生活の実現に資する ことです。

2の条例案の概要ですが、食育とは食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、 健全な食生活を営む能力を培うことであると示した上で、県、市町村、県民の連携と協働 により、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して食育を推進するものであります。

これを実現するための方策として、下の太枠内の第1章及び第2章で目的や基本的施策を規定し、さらに、その下の枠内の第3章で、これらの施策を下支えする大分県食育推進会議の設置等について規定しており、施行日は平成28年4月1日を予定しています。

このうち、農林水産部に関係するものは、右ページに抜粋しておりますとおり、農林水産業者等の役割、生産者と消費者との交流の促進等、地産地消の促進、食文化の継承のための取り組みの促進を規定する4つの条文となります。

本条例の制定を機に、県民の健康で豊かな生活の実現に向け、農林水産業に対する理解の醸成や、安全な食料の供給、消費拡大などの取り組みを進めていきたいと考えております。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

小嶋委員 せっかくですので、この条文に書かれている必要な措置を講ずるものとするという内容が第12条、13条、14条にありますが、それの具体的なイメージですね。現在、推進をしている事業があれば、それも含めてご説明いただけるとさらにわかりやすいかなと思います。よろしくお願いします。

上野おおいたブランド推進課長 まず、第12条の生産者と消費者との交流の促進等ということでありますが、これにつきましては、県の農林水産祭等で消費者と生産者の交流の促進等を行っております。それから、第13条、地産地消の促進でありますが、これにつきましては、大手食品メーカーが開発したメニューを量販店等で展開しております。それから、コンビニエンスストアとの協働ということで、ことしにつきましては、ファミリーマートさんと連携しまして、高校生等が開発した商品、最優秀をとりましたカボスと甘太くんを使ったデザートとパンを来年の3月に売り出すようにしております。

それから、第14条の食文化の継承のための取り組みということで、これにつきましては、小学校のクラブ活動の料理クラブ等で郷土料理の実習等を取り上げている学校等もございます。そういったことを行っているところでございます。

小嶋委員 ありがとうございました。それで第12条は、これまで農林水産祭は大規模に 別府でやっておりますが、それ以外に新しいものというのは特に、必要な措置を講ずるも のとすると書いてありますから、新しいものが今起案されておるようであれば、概略をお 願いできればと思います。

それから、第14条も既にやっている事業ということで、やっぱり食育というのは全面的――全面的といいますより、本当、食育を担う人たちが総がかりでできるような環境をつくっていかないと、一部学校だとか、あるいは一部の家庭だけということでは進まない

と思うので、行政が取り組もうとすれば、もっともっと大規模にかかわりが持てるような、 そういう措置が必要じゃないかなと思うんですが、新しいものがあればお願いできればと 思います。

森本農山漁村・担い手支援課長 第14条の食文化の継承のための取り組みですけれども、 現在、農業文化公園で農村漁村女性グループが主体となって、ふるさとの味伝承講座とか、 世界農業遺産の里の料理講座、それから、次代に残したい大分の郷土料理のレシピも一昨 年策定いたしまして、レシピ集の配布等を行っております。

尾野農林水産部長 生産者と消費者の交流ということで、特に新しいこととしましては、 各地にあります直売所の魅力を向上して、まさに生産者と消費者の交流の場としていきた いということで、早速来年度からそういうことに取り組んでみたいとも考えております。

近藤委員 いい条例ができると思っておりますが、この条例が本当に効力を発揮するには、私は学校現場、学校教育の中で徹底した食育をやらんとだめだと思っております。フランスなどは味覚教育というのも小さなときからやっております。そのことによってフランスの食文化は育っておるわけでありますけれども、そういう意味からすると、日本は取り組みがちょっと……。

もう本当に、どこのものを、何をどう食べているのかわからんようなことで、結局、生活習慣病もふえておるわけでありますが、小さいころからこれをしっかりやっていたら、 生活習慣病なんか、遺伝的なものはありますけれども、絶対に私は防げるんじゃないかな というふうに思っております。

この前も私は一般質問の中で、これは究極の医学になるんよということまで申し上げておりますけれども、教育の中でしっかり取り上げていかんとだめだと思います。もう大人になってからでは遅過ぎると思いますので、学校現場の中でしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。よろしく。

油布委員長 委員外議員の皆さんは何かご意見ないですか。

羽野委員外議員 第13条の関係なんですが、農林水産部内で消費まで全部完結してしまうことが多いと思うんですが、県庁内で生活環境部の食にかかわる部分が業務の中で多分あると思いますので、そこら辺がこの条例を見過ごさないように、県庁内での連携をやっていただきたいと思っております。

油布委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第107号議案平成27年度大分県一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

村井農林水産企画課長 それでは、平成27年度大分県一般会計補正予算(第3号)のうち、農林水産部関係についてご説明いたします。

農林水産部関係の補正予算は予算の明許繰り越しに係るもののみとなっております。

議案書の2ページをお願いいたします。

農林水産業費というところでございますが、今回計上しております繰り越しは計4事業でございます。次年度への繰越額の総額は3億5,150万円でございます。これはいずれも工事箇所における突発的な事由や、地元との調整に不測の日数を生じたことなどにより、当初予定の工事期間を確保した場合、年度を超えることが明らかな未発注工事でございます。

このような事業については、これまで会計年度独立の原則にのっとり、年度内に支出を 完結するよう、年度末まで最大限の努力をした上で、やむを得ず年度内に完了することが できなかった事案については、3月議会で繰越承認をお願いしてきたところでございます が、こうした中、昨年、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、週休2日の 実現など、雇用環境の改善に向けた適切な工期の設定を行うよう、新たに発注者の努力義 務が規定されました。このような時代の要請に対しまして、どのような対応が可能か検討 した結果、1日でも早い事業効果の発現に努めるべく、本議会において繰り越しの議案を 提出させていただいたものでございます。

各事業とも現在発注に係る作業を進めており、議決をいただきました後には早急に事業 に着手してまいる所存でございます。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

小嶋委員 これはまず、当初予算に計上されたものですよね。(「はい」と言う者あり) そうですね。この時期に繰越明許をしなきゃならんということは、いろんな事情があるん だと思うんですが、この3億5千万円の事業費、全体でいろいろ事業のある中で、この間、 不落札になったものが1件でもあるかどうかですね。そのことをまずお聞かせください。

村井農林水産企画課長 不落札はないということでございます。

小嶋委員 わかりました。ありがとうございました。

末宗副委員長 4カ所しかないということなんで、ちょっと4カ所教えてくれよ。

山本農村基盤整備課長 議案書の2ページ、第3項農地費、危険ため池緊急整備事業5, 400万円でございますが、これは国東市にあります万治池の繰越明許でございます。

繰り越しの理由でございますが、ため池の場合はいわゆる堤体の改修ということで、必要な盛り土材をまず探さないといけません。当初、見込みのところの盛り土材につきまして試験をしたところ、堤体の安定が保てない結果となったところでございます。このため、新たな土とり場の候補地の選定、また地権者への了解、土質試験等、再度必要となりまして、これに不測の期間がかかったことから、工事発注がおくれ、今回の繰越承認をお願いすることになったものでございます。

石井森林保全課長 その下の第4項林業費、地すべり防止事業費3,400万円の繰り越しでございます。これは日田市前津江町の地すべり防止区域の中での地すべり対策工事となっております。繰り越しの案件といたしましては、地すべり対策工事ですので、調査ボーリングによる地下水の変動等の調査を本年5月より行ってまいりました。その調査データに基づいて今設計をかけている段階でございます。もう既に設計は年内には終わりまして、年明け早々には発注しようかと考えております。おおむね工期的には来年の8月ぐらいまでかかるものですから、今回繰り越しを承認いただいた後、1月から8月ぐらいまで

の工期で発注をかけたいと考えております。

窪田水産振興課長 3番目の沿岸漁業基盤整備事業費でございますが、これは1カ所が豊前海、中津市と宇佐市の藻場造成事業でございます。

これにつきましては、地元との調整がちょっとおくれたのと、10月に工事がかかると、10月から2月まではノリ養殖があるということで、その時期を避けてほしいということで繰り越しになったものでございます。

それから、もう1カ所が国東半島の国東地区と姫島地区の増殖場と魚礁でございますが、 これにつきましては、近隣のヤードがなかなか見つからなかったということで、工期がお くれてしまったということでございます。

それから、もう1カ所は佐賀関地先の増殖場ですが、ここにつきましても近隣にヤードが見つからなかったということで、これで繰り越しとなっております。

倉橋漁港漁村整備課長 3ページの1番上、水産流通基盤整備事業費でございます。この 事業は長洲漁港の航路の導流堤を整備する事業でございまして、昨年、導流堤が災害に遭 いました。その復旧がことしの夏で終わる予定でしたけれども、夏場の増水でそこが災害 にまた遭いまして、その関係で工事がふくそうするということで発注がおくれておりまし た。

油布委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、第120号議案大分県農林水産業振興計画の策定について、執行部の説明を求めます。

尾野農林水産部長 大分県農林水産業振興計画についてご説明をいたします。

議案で別冊になってお配りをしておりますのが現在の案でございます。それとともに、 資料の7ページと8ページに目次と概要を並べたものをそろえておりますが、この計画は、 第3回定例会で議決をいただきました県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン201 5」の農林水産部門の部門計画ということになります。

今回の議案は、素案を提出させていただいた前回の農林水産委員会での議論並びに農林 水産業関係団体やパブコメ等を通じて意見をいただきました。その内容について反映でき るものは反映したものであります。

まず、資料の7ページをごらんください。

本計画は、4つの章で構成されております。第1章に計画の趣旨、期間、第2章では、 人口減少社会の到来、グローバル化の進展などの時代を取り巻く環境ということでまとめ ております。

第3章に記載しております基本目標や主要施策につきましては、右ページのA3のほうでごらんください。

タイトルの下に太字で書いておりますけれども、変化に対応し挑戦と努力が報われる農 林水産業の実現、もう一方の柱として安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりと いうものを基本目標としたいと考えております。また、その成果をはかる総合指標として、 資料の上段右側の緑色で着色しておりますが、新たに、農林水産業・農山漁村が生み出す 価値に着目した農林水産業による創出額という指標を設けております。この創出額につき ましては、さきの一般質問においてもご質問がありましたので、この場をかりて改めてご 説明をいたします。

この部分につきましては、議案の冊子のほう、5ページをお開きください。

②の総合指標の点線の枠内にありますように、本計画では創出額2,250億円を掲げております。これは、これまでの農林水産業の産出額に新たに、加工等の付加価値、日本型直接支払制度の交付金などを加えたものであります。

今回、この指標を目標にしようと考えた背景につきましては、その下の③にまとめております。例えば、農産物、水産物の最終消費形態で見ますと、生鮮品としての消費は年々減少を続けて、現在では8割が加工品や外食として消費をされております。このため、これまでも県では付加価値の向上に向けて加工などのいわゆる6次産業化の取り組みを推進してまいりました。

また、林業政策では、山元から素材として丸太を切り出す部分だけではなくて、中流といいますか、製材所、製材品に加工するための大型高度機械の整備などについても積極的に支援をして、その付加価値の向上に努めてきたところであります。

これまでの産出額には、こうした取り組みによって生まれた付加価値については全く含まれておりませんでした。そういう意味で、1つは、県の政策で進めている部分が反映されないというような矛盾もあったわけであります。また、先ほどもちょっとご説明をいたしました地域農業と地産地消を支える、直売所についてもこれから支援をしていこうと考えておりますけれども、直売所は年々数もふえておりまして、今や県内の売上総額は143億円であります。もちろん、ここで掲げるのはそのうちの原材料部分を除いた額を上げていこうという考えを持っております。この部分についても今までは捉えることができていなかったということです。

こうした新しい流れをなかなか捕捉できない産出額の矛盾というのをずっと検討しておりまして、同様に、国の米政策の転換に伴う飼料用米、WCSといった転作、水田のフル活用といいますか、そうしたものにつきましても、大幅に面積がふえてきております。ですが、飼料用ということで、中間生産物としてこれまでの産出額には計上ができないという、これは統計上のルールでありまして、加えて、その飼料用米等につきましては、交付金等が主食用米との価格差を埋める交付金があるわけで、これは農家の所得に間違いなくなっているわけであります。これも計上されていないという点。

また、農業の多面的機能に着目して、一般質問でもお答えをいたしましたけど、ことし 4月に法制化されました日本型直接支払は、森委員の一般質問でもありましたとおり、地域にとって今や必要不可欠なものとなっております。こういった制度により農業や地域が守られてきているというふうに我々も理解をしております。しかしながら、これについても産出額という概念の中には含まれないと。

こうした状況を踏まえて、やはりしっかり政策とともに実態を拾い上げていくのが正しい姿じゃないかという思いを持ったわけであります。実は、国の食料・農業・農村政策審議会の会長をされております名古屋大学の生源寺先生にもアドバイスをいただきまして、

むしろこういう方向が正しいんではないかとご示唆もいただいたところであります。

そうした意味で、もうちょっと詳しく時間をとらせていただきますけれども、その資料の10ページをお開きください。

この表に創出額の積み上げを記載しております。これまでの農林水の産出額に、まず新規需要米、これは飼料用米等のことでありますけれども、こういうもの、また輸出向けの丸太。丸太については着地したところというようなことで、計上されていないものを加えたのがまずこれまでの産出額の整理であります。さらにその下の付加価値額でありますけれども、食品加工については県内127の食品加工企業の調査を行いました。ここの販売額、売り上げといいますのは1,234億円というようなことで、これは当然ですが、二重計上にならないように、原材料費を差し引いた付加価値というのをまず拾い上げようということで、その付加価値部分だけを取り上げ、さらにその原料も県産品のみに限って純粋な額として付加価値として106億円を計上しております。木材加工も同様に製材品の価格から丸太の価格を引いた差額を、直売所については先ほど言いましたように手数料等の付加価値分を計上しております。

交付金につきましては、直接支払交付金については多面的機能と中山間地域の直接支払を、また米政策の交付金は先ほど申し上げました飼料用米に対する反当たり5万5千円から10万5千円の水田活用の直接支払交付金等を計上したものであります。

こうやって積み上げました25年度現在の創出額が左から2列目にありますけれども、25年度で2,134億円であります。今後、2,250億円まで引き上げていくということを目標にしているところであります。

委員会資料のほうにお戻りいただきまして、カラーのA3の紙をごらんください。

政策の組み立てであります。 I からIVの 4 つの施策を設定しております。このうち下段にあります II マーケットインの商品(もの)づくりの加速、III の経営マインドを持った力強い経営体の確保・育成、IVの元気で豊かな農山漁村の継承は、いわば農林水産業振興の基礎となる施策であります。このため、各項目に赤字で記載をしております施策、例えばII では戦略品目の競争力の強化、安心いちばんおおいた産農産物認証制度の普及、III の担い手の育成であれば経営体の法人化や若手リーダーの育成に取り組んでいきたいと思っております。さらに右の農山漁村の活力を創出する取り組みでは、中山間地域の生産活動や地産地消を支える直売所の魅力向上、多面的機能の維持保全などの農山漁村づくり施策、また生産者からの要望の多い鳥獣害対策などについて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

これに加えまして先ほどちょっと申し上げました時代の潮流に対応して、重点的に取り組む内容を上段のI構造改革の更なる加速の欄にまとめております。

まず、1の変化に対応した先駆的な経営体の育成では、農地の集積・大区画化による経営の効率化、集落営農法人の組織力・経営力の強化、労働力調整システムの構築に向けた作業受託組織の育成などに取り組んでまいります。

将来を担う新たな経営体の確保・育成では、新規就業者の確保に向けた農林水産各分野での研修を充実させるとともに、UIJターンの喚起、大区画農地の整備などによる企業参入を進めてまいります。

3の新たな需要を獲得する戦略的な海外展開では、新規輸出国の開拓や九州各県と連携

した九州材の輸出拡大、ラグビーワールドカップで来県する外国人に向けた大分の魅力の 発信等に取り組んでまいりたいと思っております。

4の新たなマーケットへの挑戦では、食品産業と連携して加工・業務用の原料の生産体制の強化、健康ニーズに対応した新商品の創出等に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした施策を進めるに当たりまして、農林水産業者を初め、関係団体、市町村、県民の方々が一体となって取り組む必要があります。そのため、左側の7ページの1番下にありますとおり、第4章で推進体制というような、それぞれが取り組むべき役割を記載させていただいております。その成果、政策等につきまして、またきちんと委員会にご報告をさせていただく旨も記載をしております。

いずれにいたしましても、農林水産業を取り巻く環境は刻々と変化をしております。この計画に基づき関係者一丸となって振興を図ってまいりたいと思いますので、委員の皆様 方におかれましても、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

もう1つだけつけ加えさせてください。

産出額を創出額に変えますけれども、産出額についても必ず委員会で報告をさせていた だきます。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

森委員 今説明の中で直売所の件が何回か出たんですけど、現在143億円ぐらいの売り上げで、創出額においても18億円等が掲載されていますが、実際の直売所の規模とか、例えば、道の駅も直売所として捉えるとか、そういった基準や範囲がわかれば教えてください。

上野おおいたブランド推進課長 直売所につきましてお答えします。

直売所の基準というのは、今のところ設定しておりません。小さいところから道の駅のような大きいところまで入っております。振興局を通じてそういう直売をやられているところは把握しておりまして、現在241カ所ということでございます。

桑原委員 この時期になってといいますか、この期に及んで基本的な質問をさせていただくことで気が引けるんですけれども、私の中で違和感があったものがはっきりしてきましたのでご容赦願いたいと思います。

今回の振興計画の中で、Iに上がっている「構造改革の更なる加速」という表現の中で、さまざまな施策が出てきております。1つ1つ見ると本当にいいなと、全部やっていただければいい形になるんではないのかなと思うんですけれども、1つ私が違和感を持っているのが、なぜ構造改革という言葉を使ったのかなと。例えば、これを1つ1つ見ても、手法の改革でもいいんじゃないかなと。構造と言う限りには、何かそれぞれのものが機能的に関係するような、そういうところを込めたのか。構造改革というと小泉さんの構造改革とか、そういうのを思い浮かべますんで、なぜここで構造改革という言葉を使われているのか、それのご説明をお願いいたします。

尾野農林水産部長 1つは、大分県の農業の特徴といたしまして、これまでやはり少量で 多品種の農業というのが展開をされてきております。それとともに、九州の中では米作が 非常に中心であるというようなこと。最初に言った面でいいますと、やはり市場の価格形 成力を持った、県域栽培、県域販売と呼んでおりますけれども、例えば、大分のトマト、 味一ねぎといったように、県としてブランド力を持って出していくという、量を提供とい いますか、ある意味大量に周年で出荷していくような農業に変革をしなければならないと、 この構造を変えていく構造改革であります。

もう1つ、今申し上げました、うちの米作につきましても、国も同様でありますけれど も、消費が縮小していく中で、やはり水田をフル活用していくといったような農業に変わ ってきております。

林業においてもしかりであります。これまでは森林組合が山の施業をするというようなところが、認定林業事業体というような形で森林組合も含めて機械化、高度化を図っております。

そうした形がやはりもうまさに構造を変えていくという意図であります。実はこの前の 代の計画も同様に構造改革ということに触れて、さらに加速させていこうという意図であ ります。

桑原委員 これを1つ1つ見ていきますと、構造改革と言われているものが単に先進的な 生産技術の農家への導入の促進であったり、そういうふうなところでも使われております。 今、部長のお話も1つ1つの政策の中をとって構造と言われているのかなと受け取りまし たけれども、大きな改革という、そういうニュアンスなのかなと受け取っております。

私が何か違和感があったのが、やはり小泉さんの構造改革ですね。結局、当時の構造改革のキーワードとしましては、民でできるものは民でとか、中央から地方へという、そういう流れがキーワードだったと思うんですけれども、そういったものを農業にも大分県が率先して取り組んでいくんだというあらわれかなと僕最初思ったんですね。この構造改革という言葉を見て。それで、1つ1つの施策を見ていくと、1つ1つはいいんですけれども、そういう抜本的な改革にはなっていないというところがちょっと違和感があったところであります。

もうちょっと意見として言わせていただきますが、確かに時代認識として貿易の自由化があって、どんどん変わってくると。それに対応しなきゃいけないという言葉もあります。それはもっともなことなんですけれども、今それになかなか競争が対応できない状況どころか、後継者にも悩むような状況に残念ながら農業、漁業、林業もでしょうけれども、なっております。これはやはり、本当は何が原因なのかというのを私は認識するべきであると思っています。それはやはり、戦後から続く日本の農業の政策——株式会社とかの農業への参入を長く抑制してきて、家族経営でありますとか、零細、地縁的といいますか、そういう閉鎖的な経営を主体としてきたこの農業政策が問題であると。例えば、後継者問題で言いました、そういった前近代的な発展しかできないところは、日本には職業選択の自由がありますので、当然のこととして跡継ぎ問題というのが起こっていると思います。こういった構造がおかしいところというところがここに上がってくると、またいろんな見方で施策のほうも変わってくるのかなと思っておりました。

済みません、委員長、ちょっと質問。これこのまま討論という形にしていただいていい んですかね。

油布委員長 異議があれば、今のところはそれでいいんですけど。それがちょっと部長の 説明に対する……(「質疑やろう」、「まだ質疑ですね、はい」と言う者あり)今のとこ ろ質疑で。

桑原委員 それで、例えば、そういった流れの中で、本当に切り込まなきゃいけないところとして、やはり今言ったような歴史的な流れの中で零細家族経営の農家というのが多かろうと思います。そういったところが、この販売や金融などで専ら農協に依存している、こういった状況も変えていかなければならないと。これも大きな1つの構造改革、私なりに考えるんですが、この改革をするためは多様な、農協さんがやっているところ以外というところも目をつけなきゃいけませんから、多様な販売、そして多様な金融というものの提示が重要になってくると思うんですけれども、ちょっとご説明いただきたいのが、多様な流通はこの計画書の中でどこでうたわれているのか、多様な金融に関してはどこでうたわれているのか。そういうものがあればお教え願いたいと思います。

安藤団体指導・金融課長 私どもの関係でございますと、資料の50ページでございます。 下のほうに⑥経営安定対策の充実ということがございますが、その中で経営改善や経営再 建などの各種資金ニーズへの迅速な対応ということがございます。この中におきましては、 例えば、農協の金融のみならず、日本政策金融公庫等がございまして、そちらのほうが積 極的に金融機関と協力して農業の支援をしていることがございますので、そういう面では そういう事例はあると考えております。

桑原委員 構造改革ぐらいのことを言うと、例えば、これから直接金融というのが非常に期待されているというか、世界的にも全国的にも主流になってくるんじゃないかと言われております。その中で、クラウドファンディングというのがありますけれども、これも去年、金商法が改正されて非常に使いやすくなっている状況です。こういった、例えば、今、安心おおいた直売所みたいな形で、これは農家の新たな流通とかいうところをサポートする制度ですけれども、例えば、この農業とか漁業とか、6次産業化と絡めたりして、金融の部分も直接金融のサポートをしてもいいんじゃないかなと僕は考えております。例えば、この直売所で商品を出す――今度はこういう燻製をつくりたいんだというようなのをクラウドファンディングで集めると。クラウドファンディングというのは、詐欺とかもありますから、県がそれをチェックして、おおいた安心直接投資市場みたいなのをつくってやるというのも、これは創出額にもプラスになるんじゃないかなと僕は思っておりますけれども、構造改革という大上段に名前を掲げてやるんであれば、これまでほかのところがやっていないようなそういう政策も切り込んでいくべきだと。

最初に言いましたけれども、日本の農業政策が今の後継者不足につながっているという 認識はここには書かれていませんけど、そういうのを職員の皆さんと我々議員がしっかり と認識する、そして、その構造を変えていかなきゃいけないという共通の認識を持つこと によって、こういった考えも出てくると思うんですけれども、今私が言う構造改革に対す る認識と、それとちょっと先ほど金融の簡単なアイデアを申し上げましたが、それに関し てコメントがあればお願いいたします。

尾野農林水産部長 委員にも前からの大分県の農林水産業を見ていただくと、随分変わっていると私自身は大変思っております。構造改革という意味の政策というのはかなり浸透してきているんじゃないかなと思います。拠点の市場で大分のトマト、大分のイチゴというのが本当に価格形成力を持って占有率1位、2位を占めるというような状況にやっとなってきたという気もしております。

金融の面で言いますと、さまざまな、確かにそうした独自の取り組みというのも可能性としてはあろうと思っております。ただ、今、例にお出しいただいたような6次産業化というのは、実はもう既に大きなファンドがございまして、地元にもベンチャーキャピタル的なファンドがございます。さまざまな選択の幅というのはもう既に広がってきていると、今おっしゃられる金融に関してはそういうふうにも思っております。地元の金融機関も農業に非常に興味を持っております。内容はまだ金融機関の話ですから私どもから申し上げられませんけど、そうした動きも出てきております。

桑原委員 今のご答弁に対して意見といいますか、お聞きしたいんですけれども、確かにいるんなファンドが出てきております。でもこれ官民一緒になってやっているということで、官の主導があるからと。やっぱり市場のものではありませんので、失敗したときに誰が責任をとるのか、失敗したときになかなかもとに戻らないというのがあります。

ただ、例えば、クラウドファンディングみたいなものであると、完全に民間ですから、本当にいいものじゃないと集まってきませんし、その事業自体が余りよくなければお金というのはどんどん減っていきますよ。本当は、初めは話題づくりなんかでもいいと思うんですね。大分県が直売所と直接投資市場をつくりましたよと。こういう農家の事業に対して、例えば、300万円集まったのでその投資家に対しては、それぞれの、イチゴができたものをお配りするとか、そういった話題づくりとしても金融のところを考えていくのはすごく大切だと思うんですけれども、これに関していかがでしょうか。

尾野農林水産部長 決してファンドも官民で、官が入っているファンドだけではなくて、完全に民間ベースのファンドでそのリスクもファンドが背負うというものもたくさんございます。もちろん委員おっしゃられるクラウドファンディングに関しても、実は商工労働部でもいろんな取り組みが始まっております。まだ農業のほうまで来ていないというのが実情だと思っております。ご意見として受けとめておきます。

桑原委員 農業のほうから始めてください。いいです。

近藤委員 計画自体よくできていると思っております。 2, 100億円を達成していくに 当たっては、県自体が頑張っていただかなきゃならないことが私はあると思っております。 部長がご存じのとおりと思います。

この前、我々農林水産委員会は栃木に行きました。イチゴだけで240億円、単品イチゴで240億円と。スカイベリーというようなすばらしい品種を開発しました。それが福岡のあまおうに負けて日本一の座を奪われたのが残念だということで、県を挙げて新品種の開発に、もう経済界まで挙げて取り組んでおります。そういう背景があります。

また、石川県ではルビーロマン。その品種を開発しまして、最初の競りでは1房100万円しまして、新聞紙上に出ていましたけれども、平均でも1房3万6千円。そういうものをやっぱり、ブドウとかイチゴとかに限らず、お米にしましても各県がやっぱり産地間競争を制して、いかにいいものをつくっていくか、そういうことをやっぱり試験研究機関が物すごく力を入れておるわけですよね。だから、大分県も負けんように、この辺はしっかりやっていただいてバックアップをしていただかないと、今度のセンサスの速報値にも出ておりますように、農家戸数、農業従事者、もう皆減少と高齢化が進んでおりますので、そういった中でまたTPPの大筋合意があって非常に不安がありますんで、何か県が元気の出るようなことをじゃんじゃんやっていかないと、農家とか農業団体だけでこれだけの

ものはなかなか私はやれないと思うんで、まず県がいろんなことを元気を出してやってい ただきたいなと思うんですけど、部長どうでしょうかね。

尾野農林水産部長 きょうも日田から豊梨という梨をお持ちいただきました。大分県が開発をした梨であります。先月20日から出荷が始まって、その日は1玉3千円です。東京に出しても、もうまさにプレミア梨として行っております。ただ、今、近藤委員がおっしゃられるような大きな産地のものについて、どかんというようなものがないのも事実であります。そうしたことについてもしっかり取り組んでいかなくちゃいけないと思っております。

近藤委員 ありがとうございます。そういう意味で、時間があれば後で種雄牛の造成のことについてちょっとお願いしたいと思っておりますが、あとの時間を考えると、余り言いよったら先がありませんので、もうこの程度でとめておきます。

小嶋委員 体系的で立派な計画だと、きょう最終的にご説明いただきまして、そのように感じます。ただ、1点だけですけれども、時代の潮流で、6に国の政策の転換というのが記載されております。確かに、時代の潮流とまで私は言えるのか言えないのか、時代の潮流、この辺がちょっと疑問でですね。説明書きにも書かれてありますが、やはりこれまでの日本の農業、あるいは大分の農業はそうでしょうけれども、国の政策に翻弄されてきたというのが私は非常に大きい、今日の結果はそういうのに帰するんじゃないかなと、大きな意味で思います。

それで、私は、国の政策の転換というのを時代の潮流に含める――含めると書いてありますからそれはもうそれでいいんですけれども、私は農業分野でも地方分権というか、本当に大分県農業が自立をしていくということを、やっぱりかかわる人たちが覚悟を決めてやっていくと。一国の農業、これを存立しないと大分の食が守れないんだというような決意が私は必ずしも十分読み取れないところがありますので、その点、大分の農業も地方分権でしっかり大分の底力をつくっていくんだという決意で取り組んでいただきたいと、このように思います。

尾野農林水産部長 実は今ご指摘の6、これを入れるか入れないか、かなり議論をいたしました。実は、先ほど申し上げました生源寺先生も、これからの日本の農業の不安は何かと、国の政策であると。ある意味我々も、裏腹に書いていますけれども、目を離したらいけないという思いもあります。もちろん、農業はやっぱり大分県が自主自立でやっていく気概は必要だというふうに思っております。そういう考えで入れております。

後藤委員 要望を2点なんですけれども、今、部長がおっしゃられたのはよくわかりまして、創出額の考え方は私、非常にいいと思っていまして、この創出額という考え方によって、零細な農家といいますか、田舎、中山間地域を守ろうという気持ちはまだ残されるのではないかと思っていますので、この日本型直接支払交付金等が入るこの創出額をぜひ進めていただきたいと思うに当たって、やはり市町村で、多分これ温度差がかなりあるんではないかと。なので、県の方が大変頑張っていらっしゃるのはよくわかるんですけど、やっぱり市に言って、こういった多面的機能支払とかがもらえるんだよというのをやって法人のバックアップをぜひお願いしたいと。これはもう県の方から市の担当者とよく創出額の考え方を言っていただいて進めれば、どんどん進むと思っています。まずこれが1つ。

それから、6次産業化にかかわるかわからないんですけど、最近気になるのが、加工品

とかをつくる、例えば、業者と言えればいいんですけど、小さな、もうどうかすれば汚い台所かなんかで漬物かなんかつくって、それが、売り方にもよるんでしょうけど、こういったのが万が一事故が起こるとか、これは多分、保健所の管轄になってくるのかもしれませんけど、やはりこういったことがあると、せっかく大分県が頑張っていろんな6次産業化を進めてあっても、1回何か事故がありましたら、風評被害等で「大分県のものは……」なんていうことにもなりかねないので、そういった小さな、人目に見えないところでやっているような加工所の検査とか、その辺を一度調査等はされたほうが私はいいと思っています。最近、どうも6次産業化の波に乗って補助金等いろんなものがありますから、委託生産等ありまして、その辺も含めて、真面目にやっている人とそうじゃない人とあると思いますから、ぜひその辺はよろしくお願いします。

末宗副委員長 先月の終わりから今月にかけて、テレビでよくふるさと納税を今やっているんですよ。仕組みはよくわからないけど、あれは2千円でとにかく日本じゅうの市町村の特産品がもらえるわけですけど、今の潮流が、もうふるさとにお金を払うんじゃなくて、いい特産品を日本じゅうどこにあるか、それを探しながら今もうやっている時代になっていて、「ふるさと」納税じゃなくなっているんだけど、その中で、10位から1位までランクを見よったけど、なかなか大分県出てこないんですよ。そして、あれを見よったら市町村がたくさん出ていて、県というのはまだ1位から10位までなかったよな。だから、まだ県はそこらあたりおくれているんかなというような、県で力を入れているところは少ないから穴場じゃないかと、僕はそんな気がしてね。もうあの一覧表を見たら、農業のブランドがまさに出てきているんよね。有名なブランド、宮崎県とか佐賀とか。もうブランドのあるところは、あれ、ふるさと納税じゃなくて、肉やら焼酎やら何やら、そういう今の潮流が見受けられるんですよ。ことし1月からそういう制度になったから、ことしはもう間に合わないけど、来年からとか。あれで当たったら相当売り上げが伸びるなというような気がしたもんですから、そこあたりの県の考え方はどうかなと思って。

尾野農林水産部長 これは所管が企画振興部でふるさと納税をやっております。1つは、 県がこの制度を取り入れるに当たって考えたのは、まず県が全面に出るのはまずいと。市 町村がこういうものに取り組んでいくのがいいんじゃないかということで、実は県が余り メリット感のない仕組みにしています。むしろ、市町村が今は競い合って、県内もかなり ふるさと納税で稼ぐところが出てきておりますけど、ただ、税の仕組みとして本当に正し いのかという議論が他方ありまして、これはちょっと今加熱し過ぎているというのが現状 だろうと思っております。ただ、おっしゃるように、そうしたことを使って売上増につな がるというんであれば、それはもうぜひぜひ進めていきたいし、市町村にもそういう取り 組みは進んできつつあります。

末宗副委員長 部長の考えは正しいと思うんだけど、ただ、この法律はいつなくなるかわからないんですよね。悪かったから来年なくそうというような気配もないような気がする、総務省を筆頭にしてね。ふるさとということなんかどうでもいい、とにかく全国の特産物の売上高を競うような時代に今なっていて、それを各市町村にまず持ってもらおうという、それが基本でいいんだけど、大分県の市町村じゃそれに対応できていないような気がしておるもんだから。ここはやっぱり戦略だから方針転換して、戦争でも負けたときやったら方針転換して何か頑張らないと、いつまでも負けて203高地みたいになるから。そこら

あたりは今度もう大転換して、そこから浮かぶ瀬はないんやろうかということのような、 ちょっと論議を1度していただきたいというのが要望でございます。よろしくお願いしま す。

森委員 この農林水産業振興計画について、この前の説明会の中で私もちょっと意見を言わせていただいたんですけど、きょうIVにある元気で豊かな農山漁村の継承のところの赤字で書かれている部分がなかったときは、生産基盤に関する記述が、中にはあるけどこの概要に載っていなかった。土地改良事業とか農業農村整備事業にかかわってきた私も1人の人間として、やっぱり我々にも反省しなければならない部分はあったと思います。この生産基盤が盤石じゃない限りは、6次産業化とか何につけても実現できないわけですから、そして、農林水産部の方と話しているときに、生産基盤が盤石なのはもう当たり前だというような感じで計画が立てられている。決してそうじゃなくて、現場は生産基盤を必死に守っている。そういう部分を今後政策においてもきちんと考えた上で計画を立てていただきたいという要望です。よろしくお願いいたします。

尾野農林水産部長 実はこの部の長期計画の下に今、農業基盤施設の計画というのも同様 につくっております。基盤の維持補修も含めて守っていくというところにも力を入れて、 しっかりやっていきたいと思っております。

平岩委員外議員 私が初めて議員になったころ、県の産出額が1,300億円というのを 覚えているんですけれど、それから見ると随分高くなってきたなと思うんですが、消費者 の視点から1点だけ質問をさせてください。

安心・安全な農業というところで、有機農業の推進ですね。私はしばらく、3年間ぐらい有機農業、有機農業と一生懸命言っていたんですけど、その間に、e-naおおいたで切り返されてしまっていて、今、有機農業の推進をどういうふうにしていくのか。そして、その産出額もやっぱり上げる目標があると思うんですけれど、その推移がどういうふうになっているのかということ、1つの品目で大変多面的な経営を目指しているけれども、多品目で有機農業で頑張っている人たちもいるので、そこのあたりの関連というか、状況をちょっと教えていただきたいと思います。

上野おおいたブランド推進課長 有機農業についてお答えします。

有機農業につきましては、平成21年2月に有機農業推進計画というのを策定しまして 進めているところでございます。現在、有機JASの認定事業者につきましては、85戸 の農家が取り組んでおりまして、この有機JASの認定に対する支援等を行っているとこ ろでございます。

平岩委員外議員 要望になりますけれども、私も毎週、宅配の有機農業の食品をいただいているんですけれども、本当においしいし、体にいいものだろうなと思いながらいただいているんですね。先ほど食育の話がありました。小さいときからやっぱり本当にいいものを食べていくと違うかもしれないという思いもしますし、多品目であるということは、ある意味、非常に個人の経営としてはニーズが高まっている部分もあるし、有機の農業を求めている消費者も今たくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそこに力を入れていただきたいなと思います。ただ、有機の農業をやっていらっしゃる方たちはみんな頑固で、一徹で、なかなか人の意見を聞かないという人も多いんですけれども、そこにほれ込んで今若い人たちが何人も農業実習して、これから自立していくんだという若者たちがいるんで

すね。私は、この人たちの経営がうまくいくといいなといつも見ながら思うんです。ですから、ぜひやっぱりそういうものを大事にしていただきたいし、今の時期はキュウリもトマトも一切来ません。本当に今の旬のものしか来ないんですけど、きのう春菊が来ていて、それをお浸しにしたら、こんなおいしいものが世の中にあるんだろうかと思うほどおいしかった。でも半分は頭の中にすり込まれていて、有機イコール安心でいいものだというのが自分の頭にあるからなのかもしれませんけど、やっぱり本当にいいものが広がっていくといいなと消費者としては思っておりますので、ぜひまたそこは力を入れていただきたいと思います。

尾野農林水産部長 実は今までの計画は余り有機農業を真正面に取り上げてなかったという面があると思います。実は42ページをごらんいただくと、有機農業を推進すると明確にうたっていきたいというふうに思っております。

平岩委員外議員 お願いします。

油布委員長 それでは桑原さん、採決する。

桑原委員 いや、期待します。

守永委員外議員 この担い手の育成なり、指導体制、そういったものについても触れられているんですけれども、また行政や農業関係団体からの指導体制についても充実していくという形で書かれているんですが、実際問題、試験研究機関や普及指導体制、そして県だけではなくて、JA等農業団体の指導体制の強化という部分も、やはり何だかんだ頑張ってもどうしても弱くなってしまっているんじゃないかなという印象は拭えませんので、ぜひ農業を活性化するためにも体制の構築・見直し、そういったものをお願いしたいと思っています。

それと、先ほど末宗副委員長からのお話で、ふるさと納税がUIJターンの1つの広告 塔として使えるというのも、例の地域消滅の増田レポートの中にも書かれていますが、い ろんなことに対して興味を持って、そこに税金を投資して商品をもらうということが、や はりその地域の商品なり体制に魅力を感じてサポートしていこうという気持ちのあらわれ であるとすれば、その中に、大分県にやってきて農業をやってみたいとかいう人も出てくるはずなんで、農林水それぞれの担い手を招くという観点で、ぜひアプローチもしていただけたらとお願いしたいと思います。これは要望です。

油布委員長 ほかに質疑もないようですのでこれより採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第121号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。 村井農林水産企画課長 第121号議案公の施設の指定管理者の指定について、ご説明い たします。議案書では39ページになりますが、説明は農林水産委員会資料で行わせてい ただきたいと思います。資料の9ページをお願いいたします。

まず、1の指定管理者の指定を行う理由についてですが、さきの第2回定例会の常任委員会においてご報告いたしましたとおり、農林水産部が所管する公の施設のうち、大分農業文化公園、大分県都市農村交流研修館、大分県林業研修所の3施設が27年度末をもっ

て更新時期を迎えます。このため、これら施設の指定管理候補者を選定しましたので、地 方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものでございます。

次に、2の指定管理候補者の選定についてですが、28年度からの新たな指定管理者の 候補者の選定に当たりましては、外部の学識経験者等3名以上と県職員2名で構成される 指定管理候補者選定委員会を設置し、申請団体に対するヒアリング等を行い、慎重かつ厳 正に審査を実施したところでございます。

次に、3の選定結果をごらんください。

まず、(1)大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館についてですが、申請は 1団体でございましたけれども、審査を行った結果、公益社団法人大分県農業農村振興公 社を指定したいと考えております。

選定理由については、表の右、選定理由欄にございますとおり、選定委員会からは、「現在の指定管理者として、施設の設置目的を十分に理解しており、提案された事業の実現性が高い、また、専門性のあるスタッフを確保することにより、今後も安定した管理運営が期待できる」などの評価がなされております。

また、施設利用者に対するサービスの一層の向上を図るため、指定管理候補者からの提案を受け選定委員会で採択するサービス改善提案枠というものがございます。本施設につきましては、公園の主な来園者であるファミリー層向けに、大分県産農林水産物を使用した食の祭典を開催し、農業・農村の情報発信を強化するという提案があり、これを採択したいと考えております。これを加えた5年間の提案価格は、表の右側の提案価格②+③の欄に記載しておりますとおり、総額6億5,962万1千円でございます。

次に、その下、(2)大分県林業研修所についてでございます。こちらも申請は1団体でございましたが、審査を行った結果、公益財団法人森林(もり)ネットおおいたを指定するものでございます。

選定理由については、同じく表の右、選定理由欄のところでございますが、こちらも選定委員会からは、「設置目的である林業者向けの研修の実施に必要な専門的知識を有している、また、現在も指定管理者として堅実に管理運営を行っており、今後の事業計画を実行するための指定管理者として堅実性がある」との評価がなされております。

また、サービス改善提案枠については、林業への就業予定者向けに、施設を利用した林 業の基礎講座と実際の現場の見学を組み合わせた職場見学会を開催し、就業支援を図ると いう内容で採択したいと考えております。

5年間の提案価格は、表の右側の提案価格⑤+⑥欄に記載しておりますとおり、総額1 億812万円でございます。

最後に今後のスケジュールについてですが、本議案をご承認をいただきましたならば、 速やかに指定管理者の指定及び告示を行い、施設ごとの管理運営や経費等についての詳細 事項を定める協定を締結した後に、平成28年4月1日から指定管理者による管理運営を 開始したいと考えているところでございます。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

末宗副委員長 どうか努力していただきたい。1社入札で、県から県に出しているような 印象を受けますので、あとはご努力をよろしく。 近藤委員 そのとおりです。

油布委員長 ほかに質疑もないようですのでこれより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査に入ります。

請願7について、執行部の説明を求めます。

村井農林水産企画課長 お手元の緑色の冊子、請願文書表の1ページをごらんください。 請願7TPP協定大筋合意に際し、将来を展望でき再生産を可能とする農業関連政策の 確立に関する意見書の提出についてでございます。

10月5日のTPP交渉の大筋合意を受け、本県を初め九州地方知事会では、10月27日にTPPに関し、国に対する特別決議として、地域産業への具体的な効果・影響を明確にすること、また、農林水産業に影響が生じないよう、具体的かつ万全な対策を補正予算対応も含め早急に講ずることを決定し、要請活動を行ってまいりました。

国は、10月末から順次品目別の影響分析を公表し、また、先月の25日には後ほど説明させていただきます総合的なTPP関連政策大綱を作成したところでございます。今後、補正予算の対応とあわせて具体的な影響額の公表を行うとのことでありますので、県としてはその内容を注視してまいりたいと考えております。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

桑原委員 それでは、請願7について反対の立場から討論させていだきます。

我が県の農家が多くの日本の農家と同様に、経営継続、本請願でいうところの再生産の問題を抱えていることは事実でありますが、これはTPPなどの貿易自由化によって起こる問題ではなく、農業の株式会社化、もしくは株式会社の農業への参入を長らく抑制し、家族経営もしくはそれに近い地縁的で閉鎖的な経営を主体としてきた戦後日本の農業政策によって起きた問題であります。日本では、職業選択の自由が全ての個人に認められている以上、こうした前近代的な経営では跡継ぎ問題が起こるのは当然です。

本請願では3番目に対策のための安定財源を確保することが盛り込まれていますが、後継者難の問題を解決するために必要なことは、従来型の農家へのばらまきではなく、農業経営の近代化であります。ばらまきに効果がないことは、これまでの保護主義的な農業政策が失敗に終わったことから明らかであります。

本請願では、肉用牛生産農家が特に取り上げられていますが、おおいた豊後牛は高級牛肉であり、外国から安い牛肉が入ってきたからといって、競争優位を失うことはありません。むしろ、自由化を契機に海外に販路を求めることすらできます。

しかし、こうしたグローバルなビジネスの展開を行うためにも、農家は零細家族経営から脱皮する必要があります。

以上のように、本請願が目的として掲げる将来を展望でき再生産が可能となる農業関連 政策は、本請願が暗に求めるばらまき的なものではなく、農業の自由化を妨げるさまざま な規制の緩和の上に成り立つ農業経営の近代化であると考え、本請願に反対の表明をさせ ていただきます。

油布委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本請願について、採択すべきものと決することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

油布委員長 賛成多数であります。

よって本請願は、採択すべきものと決定をいたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申合せ事項により、賛成議員による発議を もって議案を提出することになります。案文については、本委員会終了後、賛成の議員に て検討をお願いします。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

なお、①の政策条例の効果の検証については、麻生副議長が会長を務めるおおいた元気 創造検討会議において、今後、新しい政策条例の制定に向けた検討を行うに当たり、既存 の条例について検証を行うため、執行部に報告を求めたものであります。

お手元には、本委員会関係のおおいたの食と農林水産業振興条例の全文と、麻生会長からの依頼文書を配付しております。

委員会としての意見を付して、元気創造検討会議に報告することになっておりますので、 委員の皆さんはよろしくお願いいたします。

それでは、執行部から報告をお願いします。

村井農林水産企画課長 農林水産部からは平成21年に施行されましたおおいたの食と農 林水産業振興条例について、ご説明させていただきます。

お手元に配付されております条例をごらんください。

本条例の構成は、第1条において目的を定めるとともに、第3条では基本理念として1号で安全安心な農林水産物の生産・供給と食の重要性についての県民の理解、2号で持続可能な農林水産業経営の確立、3号で農山漁村の振興というの3つの柱が設定されております。第4条から第7条ではそれぞれの主体の役割と連携を、第8条では先ほど述べました3つ理念にのっとった14の基本的施策が定められ、その確実な執行に向けて第9条以降において、基本計画の策定、推進体制の整備、財政措置の規定が設けられております。なお、農林水産業振興計画は本条例の第9条に定める基本計画として位置づけているところでございます。

引き続き、効果の検証等についてご説明します。ここからは、あらかじめ議会事務局よりご指示のありました様式に沿って説明をさせていだきますので委員会資料の10ページをお開きください。

1の条例に基づき実施している事業の概要をごらんください。農林水産部の全ての事業がこの条例の方向性と軌を一にして実施されておりますので、ここでは条例にあります基本理念、基本施策ごとに主な1事業のみを掲載させていただいております。

まず、1つ目の基本理念に係るものとしては、安全安心な食を求める消費者のニーズに 対応するため、安心いちばんおおいた産農産物認証制度の推進を図るとともに、食品メー カーやコンビニと連携した地産地消商品の開発や学校給食における県産品の活用に向けた 取り組みを行っております。 2の持続可能な農林水産業経営の確立では、マーケターを中心とした販路拡大の取り組みや、就農学校などの担い手の確保・育成、オレイン酸に着目した豊後牛の品質向上など、マーケットインの商品づくり、力強い担い手の確保・育成につながる事業のほか、梨の流線型仕立て、CLTへの県産材の活用やかぼすブリにも使用されている果皮パウダーの利用拡大などの研究開発を行っております。

右ページにお移りいただき、もう1つの柱であります3の農山漁村の振興についてでございますが、農山漁村の振興の面では、のり面の草刈りや水路の管理等の共同活動を支援する多面的機能支払事業や、世界農業遺産ブランドを生かした地域振興に係る事業等を実施しているところでございます。

2の成果をごらんください。

農林水産業振興計画を本条例で定める基本計画に位置づけていることから、成果指標についても同じく産出額 2, 100億円を成果指標としており、これに対する達成状況は平成 25年度で 1, 843億円、率にして 87. 8%となっているところでございます。

最後に、課題と今後の方向性についてですが、3にありますとおり、人口減少やグローバル化、国の農林水産業政策の転換など農林水産業を取り巻く環境が大きく変化しております。こういったものにしっかりと対応し、挑戦と努力が報われる農林水産業、安心して暮らしていける農山漁村の実現に向けて、農林水産部職員が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援をお願いします。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

末宗副委員長 いろいろ難しいことを書いてるんだけど、今決めるわけ。

近藤委員 条例を検証すればいいんやろ。

末宗副委員長 政策条例の制定に向けた検討を行うに当たって、と書いてるよ。麻生さんから来ている物には。

小嶋委員 新たな政策条例を決めるんですけれど、今まで決めたものを1回精査しましょうという形です。

末宗副委員長 12月11日までに事務局に提出してくれと書いてる。明日まで。

近藤委員 そんなすぐできるもんか。

事務局 本日意見をいただければ、委員長と相談してこちらで文章化します。

末宗副委員長 この難しいのを今から決められるかや。そんな無茶できるかや。これやり 出したら切りがないやない。これは保留や。

近藤委員 それは無茶やわ。短時間ではできない。検証するんなら時間が要るやろ。

小嶋委員 今報告があった分のご意見を聞けばいい。

事務局 回答は別の話として、ご意見があればいただければと思います。

油布委員長 ご意見だけ聞こう。ご意見がある方は挙手してください。

末宗副委員長 これだけの量で、改定案まで含めて意見を聞くなんてできんよ。また後ほどや。

小嶋委員 改定案を示してるんじゃなくて、21年3月に条例ができて農林水産部が取り 組んでいる中身ですよ。条例で書かれているやつでどのくらいの成果が出ているか示され ているわけだから、それに対して皆さん意見がありますかと。 結果的に短時間の議論ではなかなかできんということになれば、それはそれで、その意見を返せばいいだけです。今は説明があったので、それに対して皆さんから意見をいただければいいわけです。

近藤委員 それは短時間で返せませんという意見を返したほうがいいよ。

小嶋委員 私は検討会議の副会長をしているもんですから、責任上申し上げました。

油布委員長 この件については保留でいいですか。

桑原委員 これは我々が最終的には検証するんでしょうけれども、これは執行部の検証ということでいいんでしょうか。

小嶋委員 執行部は中身を報告してくれたんです。こういうできた条例に基づいて、こういうふうに取り組んでいますと。条例に書かれているやつについて、執行部が求められたので書いてある。それを議員の皆さんにご検証くださいということです。

近藤委員 そんな大事なことが短時間でできたら何の検証かわからん。

小嶋委員 成果に対する達成状況とか、指標に対する成果は出ているから。この条例に基づいて、課題はどういうことですよ、今後の方向性もこういうことですよと執行部は持っているから。

末宗副委員長 そういうことを言いよったら、検証せんでいいじゃない。この検討会議と かで。

近藤委員 検証するのはこちらでしょ。こちらが検証せんと意味がないやん。

小嶋委員 これは材料として出されているわけですよ。この条例を書いたことによって、 執行部がこれだけの事業をつくったわけですから、それだけでもすごい成果じゃないです か。そのことによって達成率がここまで行ったと、今後の課題はこういうことですよと書 いているわけですから、余り複雑な問題じゃないと思います。

末宗副委員長 だけどこれを議論せよというのは無理よ。

小嶋委員 条例を書いて、こんなことやれよと言ったわけだから、こんなことしましたよという答えが返ってきているわけですよ。事業に関しては、逐条に返ってきていると言ってもいいぐらいに返ってきている。結果的に……

末宗副委員長 条例に基づいてしたのはこれだけ。ほかはないわけ。

小嶋委員 そうでしょう。この条例に基づいてやっているのは、多分全てだと思います。 (「重立ったものを説明しました」と言う者あり)重立ったものね。

近藤委員 検証という言葉の意味をどう捉えているのかな。

小嶋委員 検証というのは、こういう条例をつくったんで、執行部はどんだけやっている かというのを検証しているわけです。まだ足らんじゃないかという検証になるか……。

近藤委員 短時間というのは無理やわ。

小嶋委員 急がなくてもいいとは思いますが。

近藤委員 次期定例会までにやれというんならいいけど、急いでやっても何もならんよ。

油布委員長 それでは次の委員会まで保留ということでいいですか。

[「はい」と言う者あり]

油布委員長では、そのようにいたします。

それでは、執行部は次の報告をお願いします。

村井農林水産企画課長 それでは、総合的なTPP関連政策大綱についての報告をさせて

いただきます。

資料の12ページをお開きください。

TPPの大筋合意を受けまして、11月25日に政府から総合的なTPP関連政策大綱が公表されましたので、このうち農林水産関係部分の概要についてご説明申し上げます。

まず、1のTPP関連政策の目標をごらんください。

大綱では、攻めの農林水産業への転換を図る体質強化対策と重要5品目関連の経営安定

・安定供給のための備えという2つの目標を設定しております。

続きまして、2の政策大綱実現に向けた主要施策をごらんください。

先ほどの目標の実現に必要な施策として、大綱に示されたものを抜粋しております。

①の攻めの体質強化対策としては、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成から始まり、以降太字で示しております産地イノベーションの促進、畜産・酪農収益力強化、右ページに移りまして輸出等需要フロンティアの開拓等、上から4項目めの消費者との連携強化までにわたって7つの主要施策と今後検討を継続する項目が示されております。これらにつきましては、本県がこれまで進めてきた構造改革と軌を一にするものでありますので、補正予算など今後予想される国の対策を積極的に取り込み、構造改革を加速してまいります。

一方、②の守りの分野についても、各分野ごとに具体的な経営安定対策が示されております。

まず最初に、米についてですが、下線でお示ししているとおり、輸入量の増加の影響を 遮断するために輸入量相当分の国産米を政府が備蓄米として買い入れるといった対策が示 されました。

ページをめくっていただいて14ページでございますが、上から2項目めの牛肉・豚肉等についてです。さきの影響分析において、長期的には関税引き下げの影響が懸念されるとされたこの分野については、経営安定対策である牛マルキン、豚マルキンの法制化と補填率の引き上げ及び豚マルキンの国庫負担水準の引き上げという方針が示されています。

3の今後の対応でございます。

ここでは今回の大綱の実現に向けた国の対応方針等が示されています。関連部分としましては、農林水産分野の対策財源については政府全体で責任を持って確保すること、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略などについて平成28年秋を目途に具体的内容を詰めること、年内にTPPの経済効果分析結果を示すといった内容が示されております。

県としましては、この分析結果をしっかりと見極めるとともに、3千億円程度と報道されております国のTPP関連補正予算について、前広かつ積極的に対応すべく準備してまいりたいと考えております。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

油布委員長 別に質疑もないようですので、残りの報告をお願いします。

村井農林水産企画課長 それでは、2015年農林業センサス結果の概要についてご報告申し上げます。

11月27日に農林水産省より公表されました2015年農林業センサス結果の本県の概要についてでございます。

本調査は、我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにすることを目的として、5年ごとに農林水産省が行う調査でございます。今回はその一部として、経営体に係る調査結果が公表されております。

農林水産委員会資料の15ページをお願いします。この発表のポイントをまとめました ので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1の経営体数でございます。表1の1番上の行にありますとおり、平成27年の農林業経営体数は5年前の22年比で5,606経営体、率にして17.6%の減少となりました。これは、全国の減少率18.8%よりは若干少ないものの、全国とほぼ同水準の減少となっております。その一方で、3行目の、うち法人の行にありますとおり、これまでの集落営農法人の育成等の取り組みの結果、法人経営体数は前回から188法人、率では34.1%増加し、全国の伸び率25.5%を大きく上回っております。

次に、2の農業経営体の経営規模についてでございます。図1の経営耕地面積規模別の 農業経営体数の増減率にお示ししておりますとおり、県内では10ヘクタール未満の経営 体数が減少する一方で、10ヘクタール以上の経営体数が増加しています。また、図2の 農産物販売金額規模別農業経営体増減率をみますと、1億円以上の経営体が増加しており ます。これらにつきましては、これまで進めてきた農地集積や企業参入の取り組み等の効 果により経営規模の拡大が進んできているものと考えております。

このように、今回の発表では、一部でこれまでの取り組みの効果が見えております。しかしながら、引き続き全国的な課題である高齢化による担い手不足という問題など、多くの取り組むべき課題が山積しています。農林水産部としましては、このような課題に対応すべく新たな計画を了解いただきましたら、これのもとで引き続き構造改革に取り組んでまいりたいと考えております。

諏訪林務管理課長 おおいた林業アカデミー(仮称)の開講について、ご報告いたします。 委員会資料の16ページ、17ページをお願いいたします。

平成26年度の農林水産業への新規就業者数は、過去最高の371名となりました。このうち、林業就業者の確保・育成に関しては、これまで林業の仕事に関する説明会や林業事業体への体験就業、チェーンソーや高性能林業機械の操作資格に関する研修を実施してまいりました。

しかし、近年、短期間で集中的に林業技術を身につけたいという意欲を持った若者もあらわれており、林業事業体からも、林業全般に関する知識と技術を持った人材を求める声が高まっております。

こうした期待に応えるため、本議会における知事答弁においても申し上げましたが、就 農学校、漁業学校に続き、林業においても即戦力となる現場技能者の育成を目的として、 就業希望者を対象とした約1年間の研修の準備を進めておりますので、現時点での状況に ついて、ご報告いたします。

資料16ページの1にありますとおり、研修期間は28年4月から29年3月を予定しております。研修内容は、①森林・林業・木材産業に関する基本的な知識、林業労働安全衛生に関する講義、実習、②林業就業に必要な基本技能講習、③基礎的な森林施業の現地

実習の3つを柱とし、募集人員は10人を考えております。研修場所は、大分県林業研修 所を主体としつつ、現場実習を県内各地で実施いたします。

これに伴う予算については現在要求をしている段階ですが、研修生に対しては、国の緑の青年就業準備給付金の活用により、月額12万5千円の給付金を支給することを考えております。また、研修の運営につきましては、森林ネットおおいたを事業実施主体とし、講師謝金や研修機器に関する経費について、県はその2分の1、金額にして約800万円を負担したいと考えております。

来年4月開校時の研修生の確保に向けて、県内外に広く周知を図るため、予算の議決前ではございますが、今月中に募集を開始したいと考えておりますので、何とぞお許しいただきますようお願い申し上げます。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

近藤委員 林業アカデミー研修生の募集なんですが、ぜひこれはやってください。やはり 若手の人材を育成して、例えば、我々の組合なんかは、外部の団体が相当高齢化していま すので、若手の機械力を中心として、やっぱり機動力でやらないと間に合わないという状 況ですから、そういう機械を使えるような技術者の養成をここからまずやっていただきた い。組合に来てやると、なかなか時間がかかるんですよ。基本的なことをマスターすれば、あとは仕事しながら覚えるということで、ぜひ人員をふやしてでも、定員を多くしてもやっていただきたいなと思います。お願いしておきます。

油布委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

近藤委員 先ほどの続きになるんですが、やっぱり強い経営体というか、競争力の強化に つきましては、やはり品種の育種とか改良とか、試験研究機関でやるのが非常に大事になってくると思います。

そこで、大分県の種雄牛造成につきまして、私は平成11年に入ったときか、糸福というすばらしい牛が出ました。全国に通用するスーパー種雄牛です。その後がなかなか、糸福系でつくるもんですから、牛そのものの能力は高いんですが、配合するものが糸福系ではだめになってくるので、早くかわったものをつくりましょうよとずっと言ってきたんですけど、なかなかできなくて、交配がその間ずっと宮崎から鹿児島に移って、ご存じのとおり、大分県が価格がずっと低迷をしてきて、今でも、こういう高い時期でもやっぱりランクがちょっと下がってしまったという状況があります。それで、農家の人が三、四年前は4万本ぐらい県産の種雄牛を使っていたんですが、今もう1万本を切りまして9千本ですね。全体の頭数も減っていますけれども、やっぱり全部外の種雄牛を求めて買っています。種代として出すのは2億円ぐらいになるんじゃないですかね。そんなことよりも、もうちょっと本格的に大分県の種雄牛を造成すればどうかなと思って、全国に情報網、ネットを張りまして、すごいものがおりましたから、研究部にお薦めして、それで種をつくってくださいよと言っているんですが、何とも、やっぱり県産で自分のところで育てたものばかりを種つけして、本来の組み合わせのいいものをやろうとしないから、何でやらないのかなと

それともう1つは、今の育種改良事業というのが非常に間に合わない、遅いんですよ。

情報はいろいろあるから、いいものを組み合わせて早急にやっぱりつくっていかないと間に合わない。そういう意味で、すごいドナーを挙げていますので、そこからつくってほしいんですが、何でつくらないのかな。自分のところの種雄牛だけにこだわってやるのかなと、ここ資料をもらっていますけれども、やっていないですね。1番いい組み合わせをまだやっていない。何でやらないのか、その辺をちょっと聞きたい。

近藤畜産技術室長 種雄牛の造成、特に県外の種雄牛も活用した造成についてのご質問でございますけれども、委員ご指摘のドナーにつきましては、平成24年11月に畜産研究部に導入をされました。現在まで、合わせまして計12回の採卵を実施しているところでございます。この中で、県外の種雄牛、非常にいい枝肉成績が出ました第1花国号を利用した採卵につきましては、平成25年の8月に1回採卵を実施したところでございます。その採卵で9個の卵が採卵できたんですけれども、正常卵が1個ということで、これはその後の確認では、9月に畜産研究部内の繁殖牛に移殖はしておるわけなんですけれども、残念ながら受胎はしていなかったという状況でございまして、現在のところは、その組み合わせによる種雄牛は生産ができていないという状況でございます。

残り11回の採卵につきましては、2年後に迫っています宮城全共に、特に肉牛の部で 好成績をおさめることが非常に重要だということで、その肥育素牛の出品の生産対策とい う目的でさくら号も非常に能力が高いということで活用させてもらっていまして、現在ま で7頭の子牛が生産をされているといった状況です。

一方、種雄牛の造成の目的には、県内で急務とされています但馬系の種雄牛造成のため に光星号を交配しまして、これまで3頭が生産をされておりますが、これは所定の検査等 を経て合格をしたものが種雄牛候補に選抜されるという予定でございます。

特に第1花国号による種雄牛造成につきましては、こういった取り組みが区切りがついておりますので、早急にさくら号の性周期に合わせまして年明けから採卵を開始いたしまして、生産者の改良組織とも協議を行いながら、早急に移殖を進めて種雄牛の造成に取り組んでいきたいと考えております。

近藤委員 よくわかりました。ぜひやってください。これほどのドナーというのはどこを探してもそんなにいませんので、もう本当に全国情報を張って探したので、そういう牛が上がっていますので、県産の牛からつくることも大事ですけれども、いいものといいものを組み合わせて、大分県でできれば大分の種牛になるわけです。そうしないと、もう交配者が今の試験研究機関に対して信用していない。その証拠に、種の交配が全部よそが行ってしまう。この金額だけでも大したもんです。違いますよ。だから、ぜひともスーパースターをつくるんだという意気込みでつくってください。2年後に宮城全共がありますので、その端っこでこのドナーを使った牛が今度用意していますんで、これですごい成績が出れば、また全然違った展開になると思うんです。研究部が育成した光星で当たれば本当に申し分ないんですけれども、それはやってみないとわからない。しかし、いい結果の組み合わせがあるわけですから、それはもうコピーすればいいわけですから、そこをですね、私もう研究部に3回ぐらい言ったんですよ。どうですかと言ったら、「種がとれません、何回やってもとれません」。何回やってもと、たった1回しかやっていない。しかも、あれはまだ受精をしていないという状況なんですから、それを早くやってください。今やると近藤室長が言われましたので、安心しています。もう頼りにしていますので、ぜひやって

いただきたいと思います。

尾野農林水産部長 私からも直接指示をしております。しっかりやります。

近藤委員 ありがとうございます。

油布委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、農林水産部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

[農林水産部、委員外議員退室]

油布委員長まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

油布委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、TPPの影響に係る参考人の招致について、事務局に説明させます。

[事務局説明、協議]

油布委員長 それでは、説明のあったように2月3日に参考人をお呼びし、意見を伺おう と思います。

人選について具体的なご希望がありましたら、事務局まで連絡をお願いします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。

引き続き、この後、4時から土地改良建設研究会との意見交換会を開催しますので、よ ろしくお願いします。